

表 3－3 要監視項目および指針値

1 人の健康の保護に関連する物質

(単位：mg/L)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシ銅	0.04 以下
ジクロロボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	— (注1)
イプロベンホス	0.008 以下
EPN	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	— (注2)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下

(注1) 胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質

(単位：mg/L)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下